(iv)　申請が不適格であると判断されたサービス提供者に対し、当該サービス提供者が許可を得るための方法を少なくとも一つ提供するよう努めること。

注釈　許可を得るための方法には、当該一方の締約国において資格若しくは免許を有する自由職業家の監督の下で追加的な経験を得ること、特定の分野において追加的な学術上の研修若しくは試験を受けること又は語学試験を受けることが含まれるが、これらに限らない。

(v)　自国の権限のある当局が申請を拒否する場合において、その行政上の決定を申請者に対し書面により通知するときは、当該権限のある当局が当該申請者に対しその拒否の理由を書面により通知することを確保すること。

(c)　他方の締約国の自由職業家の能力を確認するための適当な手続を定めること。

7　一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国のサービス提供者が当該他方の締約国の区域内において取引する際に用いる企業の名称を使用することを許可するほか、当該企業の名称の使用が不当に制限されないことを確保する。

8　両締約国は、千九百九十八年十二月十四日に世界貿易機関の主催の下で採択された会計分野の国内規制に関する規律を実施するよう努める。

9　この条の規定は、非政府機関が責任を負う措置については、適用しない。ただし、各締約国は、可能な場合には、非政府機関がこの条に規定する関連する要件に従うよう奨励する。

第九・九条　承認

1　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるに当たり、自国の基準の全部又は一部を満たすために、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。

2　1に規定する承認であって調和その他の方法により行うことができるものは、両締約国間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に行うことができる。

3　一方の締約国が、第三国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することとする場合には、次のとおりとする。

(a)　第九・五条のいかなる規定も、当該一方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することを求めるものと解してはならない。

(b)　その承認が当該一方の締約国と当該第三国との間の協定又は取決めに基づいて与えられるときは、当該一方の締約国は、他方の締約国の要請に基づき、当該他方の締約国に対し、当該協定若しくは取決めへの当該他方の締約国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための機会を十分に与える。

(c)　その承認が一方的に与えられるときは、当該一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明も承認されるべきであることについて意見を表明するための機会を十分に与える。

4　一方の締約国は、サービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準を適用するに当たり他方の締約国と第三国との間を差別する手段となり、又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で承認を与えてはならない。

5　1に規定する承認は、適当な場合には、多数国間で合意された基準に基づくべきである。両締約国は、適当な場合には、承認のための共通の国際的基準及び自由職業等のサービスの業務のための共通の国際的基準を確立し、及び採用するため、関連する政府間機関及び非政府機関と協力して作業を行う。

第九・十条　独占及び排他的なサービス提供者

1　各締約国は、自国の区域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たり、第九・三条、第九・四条1、第九・五条及び第九・六条の規定に基づく自国の義務が第九・七条の規定に基づく適合しない措置に該当する場合を除くほか、当該義務に反する態様で活動しないことを確保する。

2　締約国の独占的なサービス提供者が自己の独占権の範囲外のサービスであって第九・三条、第九・四条1、第九・五条及び第九・六条の規定に基づく当該締約国の義務に従うべきものを提供するに当たって直接に又は提携する会社を通じて競争する場合には、当該締約国は、当該義務が第九・七条の規定に基づく適合しない措置に該当する場合を除くほか、当該独占的なサービス提供者が自国の区域内において当該義務に反する態様で活動するために自己の独占的地位を濫用しないことを確保する。

注釈　この2の規定の適用上、サービス貿易一般協定第二十八条(n)(iii)に定める「提携」するの語の定義を準用する。

3　一方の締約国は、他方の締約国の独占的なサービス提供者が1又は2の規定に反する態様で活動していると信ずるに足りる理由がある場合には、当該独占的なサービス提供者を設立し、維持し、又は許可した当該他方の締約国に対し、当該他方の締約国の区域内における関連業務に関する特定の情報の提供を要請することができる。

4　この条の規定は、排他的なサービス提供者の場合、すなわち、締約国が法令上又は事実上、(a)少数のサービス提供者を許可し、又は設立し、かつ、(b)自国の区域内でこれらのサービス提供者の間の競争を実質的に妨げる場合についても適用する。

第九・十一条　補助金

1　各締約国は、サービス貿易一般協定第十五条1の規定に基づく多角的規律の作成を考慮して、サービスの貿易に関連する補助金の取扱いについて検討する。

2　いずれか一方の締約国が、自国の利益が他方の締約国の補助金によって悪影響を受けていると認める場合には、両締約国は、当該一方の締約国の要請に基づき、問題を解決するために協議を行う。

3　2に規定する協議において、補助金を交付している締約国は、適当と認める場合には、次の事項を含む当該補助金の制度に関する情報についての他方の締約国からの要請を考慮する。

(a)　当該補助金を交付するための法令

(b)　当該補助金の形態（例えば、贈与、貸付け、税の軽減）

(c)　政策目的又は当該補助金の目的

(d)　当該補助金の交付日及び交付期間並びに当該補助金に係るその他の期間

(e)　当該補助金の交付を受ける資格要件

4　第十九章（紛争解決）に定める紛争解決手続は、この条の規定については、適用しない。

第九・十二条　支払及び資金の移転

1　締約国は、次条に規定する場合を除くほか、サービスの貿易に関連する経常取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならない。

2　この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に適合する為替の利用を含め、同協定に基づく国際通貨基金の加盟国としての両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、締約国は、次条の規定に基づく場合又は国際通貨基金の要請による場合を除くほか、この章の規定に基づく義務であって資本取引に関するものに反するような制限を資本取引に対して課してはならない。

第九・十三条　国際収支の擁護のための制限

1　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合には、締約国は、サービスの貿易に対する制限的な措置（取引のための支払又は資金の移転に関するもの を含む。）を採用し、又は維持することができる。

2　1に規定する制限的な措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a)　他方の締約国に対し、第三国よりも不利でない待遇を与えるよう適用されるものであること。

(b)　国際通貨基金協定に適合するものであること。

(c)　他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(d)　1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(e)　一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。